介護訪問リハビリテーション重要事項説明書

１．当事業所が提供する訪問リハビリテーションサービスについての窓口

連絡先　　前橋協立病院　０２７―２６５―３５１１
（午前８時３０分～午後５時）
担　当　　七五三木　好晴（サービス提供責任者　理学療法士）

２．前橋協立病院訪問リハビリテーション事業所の概要

（１）事業所所在地及びサービス提供地域

事業所名	前橋協立病院指定訪問リハビリテーション事業所
所在地	前橋市朝倉町 828 番地の 1
電話番号	０２７－２６５－３５１１
ＦＡＸ番号	０２７－２６５－３５１７
介護保険指定番号	１０１０１１０１５１号
サービス提供地域	前橋市
管理者名	瀧口　道生　　（医師）
サービス提供責任者	七五三木　好晴（理学療法士）

（２）事業所の職員体制

資　格		常　勤	非常勤	計
管理者（医師）		1 名　（兼務）	0 名	1 名
従事者	理学療法士	25 名　（訪問リハ従事者 5 名＜兼務＞）	0 名	25 名
	作業療法士	27 名　（訪問リハ従事者 6 名＜兼務＞）	0 名	27 名
	言語聴覚士	6 名　（訪問リハ従事者 3 名＜兼務＞）	0 名	6 名

（３）サービスの提供日及び提供時間

サービス提供日	月曜～金曜
提 供 時 間 帯	午前 9 時 ～ 午後 5 時
提　供　時　間	ケアプランによります

※土・日・祝日・年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）のサービス提供はありません。

３．サービス概要

（１）運営方針

体が不自由になってしまっても、住み慣れた地域やご自宅で安心して生活し、生活の中での楽しみ・目標を見つけ、地域社会との関わりを増やし元気になれるように、利用者様とご家族と共に考えていきます。

（２）サービス内容

訪問リハビリテーション（運動・日常生活活動練習及びその指導、住宅改修相談・提案、日常生活活動上の相談、介護方法指導、補装具・自助具に関わる相談、健康チェックなど）

（３）サービス利用にあたっての調整、確認事項

サービスを提供するにあたり、体調の確認を致します。体調が悪い場合はサービスの内容変更や中止をすることがあります。
また、利用者様の都合に応じて時間変更できることもありますので、担当者にご相談ください。

４．サービス利用料金

	介護報酬額	利用者負担額※１（例）
訪問リハビリテーション費（20 分につき）	3132 円	314 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ（20 分につき）	61 円	7 円
移行支援加算（1 日につき）	172 円	18 円
退院時共同指導加算（退院後 1 回に限る）	6102 円	611 円
短期集中リハビリテーション実施加算	2034 円	204 円
計画診療未実施減算（20 分につき）	-508 円	-51 円
訪問リハ同一建物減算（20 分につき）	-315 円	-32 円

※当事業所の所在地である前橋市は７級地に該当し、「１単位→10.17 円」となります。
上記の金額は端数処理により若干異なる場合がございます。

※１利用者お支払額
・各利用者の負担割合に応じて 1～3 割負担になります。(上記の例は 1 割負担)介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となりますのでご了承ください。
・保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦全額の利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。
・特定疾患医療受給者証をお持ちの方は負担額が変わりますのでお知らせください。

（１）お支払方法
お支払方法は原則として口座自動引き落としとなります。口座引き落としが完了致しましたら領収書を発行します。
（２）キャンセル規定
利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。
①ご利用の当日午前９時までにご連絡いただいた場合：無料
②ご利用の当日午前９時までにご連絡がなかった場合：当該基本料金の１０％
※正当な理由によるキャンセルの場合にはキャンセル料は発生しません。

５．個人情報保護および秘密保持
（１）個人情報保護について
当事業所では、介護サービス情報および利用者の個人情報について、安全で適切な取り扱いに努めています。個人情報保護については別紙をご参考下さい。

（２）秘密保持について
正当な利用が無く業務上知り得た利用者またはご家族の秘密を漏らしません。また、職員が退職した後もそれは守られます。

６．緊急時の対応方法
① ご利用中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等にご連絡をいたします。
② 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

７．サービス内容に関する相談・要望・苦情

①当生協お客様相談・苦情窓口　☎027（265）3511
・医療福祉相談室
・病院事務次長

②その他
当生協以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

前橋市長寿包括ケア課　☎027（898）6152
群馬県国民健康保険団体連合会　苦情処理委員会　☎027（290）1323

８．当生協の概要

名称・法人種別　群馬中央医療生活協同組合（生協法人）
代表者役職・氏名　理事長　半澤　正
本部所在地　前橋市朝倉町８３０番地の１
電話番号　☎０２７（２６５）３５３１

定款の目的に定めた事業

（１）組合員の生活に有用な医療施設などの共同施設を設置し、組合員が利用する事業
（２）老人福祉法、老人保健法及び介護保険法のいずれかに基づく老人保健・福祉に関する事業
（３）組合員の生活に必要な物資を購入し、これを加工し又は生産して組合員に提供する事業
（４）組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
（５）組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
（６）前各号の事業に付帯する事業

施設等

⊙中毛地区（前橋・勢多・伊勢崎）
〇前橋協立病院（189 床）
併設　通所リハビリテーション施設　未来
通所介護施設　虹
訪問リハビリテーション事業所
〇前橋協立診療所
併設　通所介護施設　デイサービス城東
〇協立歯科クリニック
〇前橋地域包括支援センター南部
〇広瀬訪問看護ステーションたんぽぽ
〇在宅介護支援センター朝倉
〇小規模多機能事業所・グループホーム　ふれあいの家六供

⊙桐生地区
〇桐生協立診療所
併設　居宅介護支援事業所
通所介護施設　さくら
訪問リハビリテーション事業所
〇看護小規模多機能型居宅介護　みんなの家つつみ
併設　ホームヘルパーステーションまゆ
〇桐生協立居宅支援事業所

⦿太田地区

〇太田協立診療所

併設　通所リハビリテーション施設（あゆみ・つどい）

訪問リハビリテーション事業所

〇石原ケアセンター　在宅支援センター石原

ホームヘルパーステーション石原

東長岡訪問看護ステーションたんぽぽ